

答 申

第 1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第 2 の 2 の非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 4 年(2022年)12月26日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、「〇〇の土地について、佐久建設事務所が作成した当該土地における佐久建設事務所が行った不法行為等の不適切事項をとりまとめた一覧表」（以下「不適切事項一覧表」という。）についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 5 年(2023年)1月17日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、「公開請求のあった公文書を作成していないため。」との理由により、本件請求に係る公文書の非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 5 年1月24日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定を取り消し、不適切事項一覧表を公文書として公開することを求めて審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

私は、次のいずれも、佐久建設事務所担当者から電話により確認している。

- 1 令和 4 年12月23日には、不適切事項一覧表が作成できたこと。
- 2 令和 4 年12月27日には、不適切事項一覧表は情報提供でも提供可能であること。
- 3 令和 5 年1月23日には、不適切事項一覧表は維持管理課として作成したものであること。

上記 1 について、令和 4 年12月23日に佐久建設事務所担当者から「不適切事項一覧表を作成できたが、閲覧はできるが写しは交付できないため、出頭してほしい。」と連絡があり、写しを交付できない理由を聞いたところ、「写しは交付できない。」の繰り返しで、職員個人の対応記録、作成段階、所としてとりまとめたものではないなどの説明はなかった。職員個人の対応記録や作成段階の書類を外部の者（私）に閲覧させるものでしょうか。

上記 2 について、令和 4 年12月27日に佐久建設事務所担当者から「本件請求については情報提供での対応も可能である。」と連絡があった。その際、不適切事項一覧表が文案であるとは聞いておらず、この時点でも佐久建設事務所担当者は、当該一覧表

を公文書として認識していたものと思われる。

上記3について、令和5年1月23日に佐久建設事務所担当者へ電話で確認したところ、「不適切事項一覧表は公文書ではない。」との回答があったが、当該一覧表の作成主体を聞いたところ「維持管理課として作成したもの。」との回答を得た。これにより、当該一覧表は、組織として作成されたものであることを確認した。

また、令和4年12月28日付け4佐建第205号の公文書公開決定等期間延長通知書の理由欄には「年末年始休業により事務処理をする日数が実質的に不足すること及び、公開請求の対象となる文書の特定や調整に時間を要し、（以下略）」とあり、公開決定期間の延長が行われている。よって、公文書公開決定等期間延長通知書の発出時点において、佐久建設事務所は不適切事項一覧表を公文書として認識していたものと思われる。

以上のことから、不適切事項一覧表は組織として作成及び管理された書類であり、公文書として公開を希望する。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

不適切事項一覧表の文案（以下「文案」という。）については、公開請求時点において、対応した職員の個人的な検討段階にとどまる資料であって、条例第2条第2項に定義する公文書に該当しないため不存在である。文案とは、佐久建設事務所が地権者（審査請求人）へ事前通知をせずに災害復旧工事を行ったことについて、手続の適否、違法性の有無を整理した文書を、審査請求人から要求されたことを受け、職員が作成した一覧表である。

審査請求人は、文案が公文書として作成されていると確認したと述べているが、このことに対し、下記のとおり弁明する。

1 第3の1について

審査請求人は、令和4年12月23日に文案が作成できたことを確認していると主張している。12月23日に職員が作成した文案が審査請求人の求める内容になっているか閲覧して確認してほしいと電話したところ、審査請求人は応じなかったため、不適切事項一覧表を完成させることはできなかった。よって、この時点で作成された文案は、職員個人が作成している段階のものであり、佐久建設事務所として内容をまとめたものではないため、公文書に該当しないものである。

2 第3の2について

審査請求人は、令和4年12月27日には、文案は情報提供でも提供可能であることを確認していると主張している。これは、職員が審査請求人に対して、文案が公文書として作成された後、情報提供での対応も可能である旨を伝えたに過ぎず、公文書の完成を示したものではない。

3 第3の3について

審査請求人は、令和5年1月23日に文案は維持管理課として作成したものであるこ

とを確認していると主張している。これは、本件決定後の1月23日時点において維持管理課の対応記録を個人的に取りまとめた旨を職員が審査請求人に回答したものである。この時点において作成された文案は、職員個人が作成した検討段階のものであり、課内で決裁などの事務処理は行われていない。当該文案は、組織的な検討に付し、共用している文書ではないため、公文書に該当しないものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求について

本件請求は、佐久建設事務所が行った特定土地における不法行為等の不適切事項をとりまとめた一覧表の公開を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、文案が審査請求人に対応した職員の個人的な検討段階にとどまる資料であって、公文書に該当しないと主張する。一方で、審査請求人は、文案は組織として作成及び管理された書類であるため、公文書に該当すると主張する。条例第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。」と規定されており、公文書公開請求の対象となる文書は、「公文書」であることから、文案の公文書該当性について、以下検討する。

条例第2条第2項において、公文書とは、実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと規定されている。

条例の解釈及び運用基準の通知において、この「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味し、決裁又は回覧等の手続が終了していることを要しないものとされている。また、個人的な検討段階で作成した資料等であっても、組織的な検討に付され、又は起案文書等に添付され、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、組織共用文書となり、公文書に該当するものとされている。

本件実施機関によれば、本件決定のあった令和5年1月17日時点では、文案は、審査請求人が本件実施機関に作成を求める文書としての適正性を確認するために職員個人が作成したものであり、建設事務所として内容をまとめたものではないとのことである。仮に審査請求人と文案の内容のすり合わせが実現し、双方の合意が得られれば、当該文案は、修正等を経て組織としてその内容を決定し、当該組織において業務上必要なものとして利用・保存されるに至ると解されるものの、すり合わせは行われなか

った。

したがって、本件決定のあった令和5年1月17日時点では、文案は、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものとは認められないため、条例第2条第2項に定義する公文書に該当しないという本件実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件実施機関が行った不存在決定は、妥当である。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和5年（2023年）	8月25日	諮問
令和6年（2024年）	1月18日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	2月14日	審議終結